

産前産後支援ヘルパーの対象拡大について

1 背景

- 区の産前産後支援ヘルパーは、令和2年度に対象を拡大し、利用は年々増加傾向にある。
- 東京都は、本事業を補助対象とする家事・育児サポーター派遣事業について、令和7年度より利用上限時間を拡充する。(補助率10/10)

2 変更内容

単胎世帯向けの内容について、下記のとおり変更する。

(1) 利用期間の拡大

変更前	変更後
産前1か月前から 産後1年未満まで	①母子健康手帳取得時から産後1年未満まで ②産後1年から2年未満まで ③産後2年から3年未満まで

(2) 利用上限時間の拡大

変更前	変更後
期間を通じて60時間 ただし、出生時に3歳未満のきょうだいがいる場合は、180時間	①母子健康手帳取得時から産後1年未満まで：96時間 ②産後1年から産後2年未満まで：96時間 ③産後2年から産後3年未満まで：96時間 (最大288時間)

3 既決定者への対応

(1) 出生時に3歳未満のきょうだいがいる場合

産後1年未満の期間までは、180時間分の利用を可能とする。

(2) それ以外の場合

産後1年未満の期間において、60時間以上の利用を希望する場合は、令和7年4月1日以降、変更申請により、96時間分の利用を可能とする。

4 予算額

歳入 11,276千円
歳出 11,276千円

5 スケジュール

令和7年4月1日

利用期間及び利用上限時間の拡大